

助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、当財団の定款第4条に基づき、スポーツの普及・振興及びスポーツ文化発展等のための諸般の体験・研究活動に対し助成金を交付し、もってこれらの体験・研究活動を奨励することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 助成金の交付対象は、スポーツに関する体験・研究活動を積極的に実施している個人およびチーム・グループ(以下「チーム等」という)とする。

(助成対象体験・研究活動費)

第3条 当財団は、前条の助成対象個人およびチーム等がその体験・研究活動を行うために必要な体験・研究活動費のうち、助成金交付の対象として審査委員会の議を経て当財団の理事長が決定した経費について、助成金を交付する。

- 2 前項の体験・研究活動費には、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師等への謝礼その他体験・研究活動に必要な経費を含むものとする。

(申請手続)

第4条 助成金の交付を受けようとする個人およびチーム等は、助成応募申請書に計画(活動計画)書および収支予算(経費計画)書を添付して、理事長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、審査委員会の議を経た上で交付決定を行い、申請者に諾否を通知する。

(事業変更後の承認)

第6条 この助成金の交付を受けた個人およびチーム等は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく理事長に報告し、その承諾を得なければならない。

- (1) 助成金の交付申請を取り下げようとするとき
 - (2) 助成対象事業額または助成対象事業の内容を変更しようとするとき
 - (3) 助成対象事業を中止または廃止しようとするとき
- 2 理事長が前項の規定に基づき承認を行おうとする場合には、あらかじめ審査委員長と協議するものとする。

(報告義務)

第7条 助成金を受けた個人およびチーム等は、理事長の要求があったとき、または助成事業を完了したときは、速やかに助成事業の遂行および支出状況についての報告書に、必要書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第8条 理事長は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消または変更することができる。

- (1) 助成応募申請書、助成金交付申請書等提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- (2) 助成対象期間と重なる期間において、プロ選手契約(競技を通して金銭を授受する場合等)

を締結しているか、又は他の団体等から助成若しくは補助を受けていたことが判明したとき

- (3) 第6条第1項第3号の助成事業の中止または廃止の申請があったとき
- (4) 助成対象個人およびチーム等が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき、また助成対象事業の活動内容が助成金の交付決定時の計画を大幅に逸脱したとき
- (5) 助成対象個人およびチーム等が、助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき
- (6) 助成対象個人およびチーム等にドーピング防止規定違反の事実があったとき
- (7) 助成対象事業に関し、正当な理由なく四半期毎の活動報告、中間・年間活動報告、経費報告その他当財団から求められた報告が行われないうとき
- (8) 助成金の交付決定がされたのち3か月間経過しても助成対象事業が開始されないとき
- (9) 助成対象期間において、犯罪その他社会的に非難を受ける行為があったとき
- (10) 死亡、傷害等のために助成事業の遂行ができなくなったとき、その他交付決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

- 2 理事長が前項の規定に基づき取消または変更を行おうとする場合には、あらかじめ審査委員長と協議するものとする。

(助成金の経理)

第9条 助成対象個人およびチーム等は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して助成事業の収入額および支出額を記載し、およびその支出内容を証する書類を整備して、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

(実施細目)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(附 則)

本規程は、令和3年10月22日に改正し、同日より施行する。

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成18年11月20日

改正 平成21年 4月27日

改正 平成24年10月24日

改正 平成26年 2月26日

改正 令和 3年10月22日